

緑ヶ丘三丁目

をなす国有地

徳吉字古川丁場麻蒔二八八から二九〇まで、二九一の二から二九一の三まで、二九二、二九三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

徳吉字城土居古川出合三〇〇の三の一部、三〇一の三の一部、三〇一の四の一部、三〇二の二の一部、三〇二の三の一部、三〇三の四の一部、三〇四、三〇五の二から三〇五の四まで、三〇六、三〇七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇〇の三の一部と一体をなす国有地の一部

徳吉字古屋敷三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一、三〇九の三、三〇九の四の一部、三〇九の五の一部、三〇九の六から三〇九の一〇まで、三一〇から三一三までの一部、三二八の二の一部、三二九の一部、三二九の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三一三の一部と一体をなす国有地の一部

徳吉字上五反田三四七の一、三四七の二から三四七の四まで及び三四五の二、三四六の四、三四七の一三、三四七の一四と一体をなす国有地

徳吉字梶田三四九の一部、三五〇の一部、三五一の二の一部、三五一の三、三五一の四の一部、三五一の六、三五一の七、三五三の一部、三五六の一部、三五七の一部、三六〇の二の一部、三六〇の三の一部、三六〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

徳吉字中沢四〇九の二の一部、四二二の一部、四二二及びこれらと一体をなす国有地

安長字懸内一七、一八の三と一体をなす国有地の一部

安長字矢倉田柳ヶ坪二〇の二、二二の四、二三の三、二三の四、二四の一、二五の一、二六の一、二七の二、二八の二、二九の一、三〇の一、三〇の二と一体をなす国有地の一部

南安長二丁目

徳吉字中沢出合四二四の一部、四二五の一、四二六の一、四二七の一、四二八の一、四二九の一、四三〇の二及びこれらと一体をなす国有地

徳吉字下河原四三一から四三六まで、四三七の一、四三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

安長字前新田五七三から五七七まで、五七八の一、五七八の四、五七九の一、五八〇の一、五八〇の二、五八一の一、五八二の一、五八三の一、五八三の二、五八四の二から五八四の三まで、五八五の二から五八五の四まで、五八六、五八七の一、五八七の二、五八八、五八九、五九〇の二から五九〇の三まで、五九一の二、五九一の三、六〇三の二、六〇三の四、六〇四の二から六〇四の五まで、六〇五から六〇六まで及びこれらと一体をなす国有地

安長字嶋畑六一から六一五までの一部、六一六から六二四まで、六三八、六三九及びこれらと一体をなす国有地並びに六二五の一、六三三の一、六三四の一、六三五の二、六三六の二から六三六の三まで、六三七の二から六三七の三までと一体をなす国有地の一部

安長字向嶋六四〇から六四七まで、六四八の一及びこれらと一体をなす国有地

安長字桶屋田七二の一、七二三の二、七二四の二、七二四の四から七二四の八まで、七二五の一、七二五の三から七二五の五まで、七二五の七、七二六の二、七二七の一、七二八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六九七の二と一体をなす国有地の一部

南安長三丁目

徳吉字古川丁場麻蒔二九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九三の一部と一体をなす国有地の一部

徳吉字城土居古川出合二九四の一、二九四の二、二九五から二九七まで、二九八の一、二九八の二、二九九、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇〇の三の一部、三〇一の一、三〇一の二、三〇一の三の一部、三〇一の四の一部、三〇二の二

安長字懸内古川	安長字懸内古川のうち五六八から五七二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
安長字前新田	安長字前新田のうち五七三から五七七まで、五七八の一、五七八の四、五七九の一、五八〇の一、五八〇の二、五八一の一、五八二の一、五八三の一、五八三の二、五八四の一から五八四の三まで、五八五の一から五八五の四まで、五八六、五八七の一、五八七の二、五八八、五八九、五九〇の一から五九〇の三まで、五九一の一、五九一の二、六〇三の一、六〇三の四、六〇四の一から六〇四の五まで、六〇五から六一〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
安長字嶋畑	安長字嶋畑のうち六一一から六二四まで、六三八、六三九及びこれらと一体をなす国有地並びに六二五の一、六三三の一、六三四の一、六三五の二、六三六の一から六三六の三まで、六三七の一から六三七の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域
安長字向嶋	安長字向嶋のうち六四〇から六四七まで、六四八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
安長字砂原	安長字砂原のうち六五一の一、六五二から六六二まで、六六三の一、六六三の二、六六四から六六六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
安長字桶屋田	安長字桶屋田のうち七一二の一、七一三の二、七一四の二、七一四の四から七一四の八まで、七一五の一、七一五の三から七一五の五まで、七一五の七、七一六の二、七一七の一、七一八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六九七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称	徳吉字中沢、徳吉字中沢出合、徳吉字下河原
<p>鳥取県告示第二百五十九号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日野（津地）地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成六年三月二十五日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	
区域を変更する字の名称	同上の区域（平成五年十一月十五日現在の地番による。）
津地字土居ノ下	津地字土居ノ下タのうち三三六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
津地字大久保田廻り	津地字大久保田廻り三四三の一、三四三の二、三五五から三五八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
津地字谷川尻	津地字谷川尻三七〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
津地字寺ヶ市道	津地字寺ヶ市道下タ三七六の一の一部及び三七六の一、三七七の一と一体をなす国有地の一部

<p>津地字大久保田 廻り</p>	<p>津地字大久保田廻りのうち三四三の一、三四三の二、三五五から三五八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 津地字谷川尻三六六、三六七、三六八の一、三六九の三、三七一の一、三七一の二</p>
<p>津地字谷川尻</p>	<p>津地字谷川尻のうち三六六、三六七、三六八の一、三六九の三、三七〇の一、三七〇の三、三七一の一、三七一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>津地字鍛冶屋ヤ シキ</p>	<p>津地字鍛冶屋ヤシキのうち三七三の一、三七四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>津地字寺ヶ市道 下タ</p>	<p>津地字土居ノ下タ三三六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 津地字谷川尻三七〇の一の一部、三七〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 津地字鍛冶屋ヤシキ三七三の一、三七四及びこれらと一体をなす国有地の一部 津地字寺ヶ市道下タのうち三七六の一の一部及び三七六の一、三七七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>津地字宮ノ上ミ</p>	<p>津地字宮ノ上ミのうち四〇三の一の一部、四〇四の一の一部、四〇五の二以外の区域</p>
<p>津地字柿ヶ坪</p>	<p>津地字宮ノ上ミ四〇三の一の一部、四〇四の一の一部、四〇五の一 津地字柿ヶ坪のうち四一五の一部、四一六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 津地字カザハへ四四三の一の一部</p>
<p>津地字井ノ奥ヶ 市</p>	<p>津地字井ノ奥ヶ市のうち四一九の一の一部以外の区域 津地字井ノ奥ヶ四三八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>津地字井ノ奥谷</p>	<p>津地字井ノ奥ヶ市四一九の一の一部 津地字井ノ奥谷のうち四三八と一体をなす国有地の一部以外の区域 津地字塔ノウへ四五三の一、四五三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>津地字カザハへ</p>	<p>津地字柿ヶ坪四一五の一部、四一六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 津地字カザハへのうち四四三の一の一部、四四六の一、四四八の一、四五〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>津地字塔ノウへ</p>	<p>津地字塔ノウへのうち四五三の一、四五三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>津地字塔ノ上谷</p>	<p>津地字塔ノ上谷のうち四七五、四七六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>津地字カンナ</p>	<p>津地字カザハへ四四六の一、四四八の一、四五〇の一及びこれらと一体をなす国有地 津地字塔ノ上谷四七五、四七六及びこれらと一体をなす国有地の一部 津地字カンナの全域</p>
<p>津地字タキノ谷</p>	<p>津地字タキノ谷のうち五〇六以外の区域</p>
<p>津地字篠ヶ代</p>	<p>津地字タキノ谷五〇六 津地字篠ヶ代の全域</p>

津地字カヒナイ原	津地字カヒナイ原のうち五七二の一、五七三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
津地字向ヶ市	津地字カヒナイ原五七二の一、五七三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 津地字向ヶ市の全域
津地字中村	津地字中村のうち六六一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六六四、六六五の一、六六七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
津地字中村ノ前	津地字中村ノ前の全域 津地字塚ノ元六八二の一、六八二の二、六八三、六八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 津地字空田七七二の一の一部、七七三の一の一部
津地字塚ノ元	津地字塚ノ元のうち六八二の一、六八二の二、六八三、六八四の一、六八五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
津地字仲河原	津地字仲河原のうち七四五の二以外の区域
津地字空田	津地字塚ノ元六八四の一の一部、六八五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六八四の一と一体をなす国有地の一部 津地字空田のうち七七二の一の一部、七七三の一の一部、七七五の二の一部以外の区域 津地字寺井手下七八八の一の一部、七八九の一部、七九〇の一の一部、七九〇の二の一部、七九〇の四、七九一の一部及びこれらと一体をなす国有地

津地字寺井手下	津地字中村六六一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六六四、六六五の一、六六七の一と一体をなす国有地の一部 津地字空田七七五の二の一部 津地字寺井手下タのうち七八八の一の一部、七八九の一部、七九〇の一の一部、七九〇の二の一部、七九〇の四、七九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
津地字澤田	津地字仲河原七四五の二 津地字澤田の全域

鳥取県告示第二百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十三条第二項において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による井ノ原地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成五年七月三十日現在の地番による。）
福長字クソ亀測 上へ	福長字クソ亀測上へのうち一一二六の一部及びこれを一体をなす国外地以外の区域
福長字柿ノ木田	福長字クソ亀測上へ一一二六の一部及びこれを一体をなす国外地 福長字柿ノ木田のうち一一三八の一部、一一三九の一部、一一四〇から一一四二まで及びこれらと一体をなす国外地以外の区域 福長字詰田一一四五の一部、一一四六の一部
福長字詰田	福長字クソ亀測上へ一一二六の一部及びこれを一体をなす国外地 福長字柿ノ木田一一三八の一部、一一三九の一部、一一四〇から一一四二まで及びこれらと一体をなす国外地 福長字詰田のうち一一四五の一部、一一四六の一部以外の区域

鳥取県告示第二百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十三条第二項において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による中津合地区の換地処分公告

のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成五年十一月一日現在の地番による。）
菅沢字寺床	菅沢字寺床のうち一二二〇の六七、一二二〇の六八以外の区域
菅沢字赤坂尻	菅沢字寺床一二二〇の六七、一二二〇の六八 菅沢字赤坂尻の全域
菅沢字興三兵衛 屋敷	菅沢字興三兵衛屋敷のうち一五〇四の一の一部、一五〇六の一部以外の区域 菅沢字梨子ノ木田一五二四の一部、一五一五の一から一五一五の四まで、一五一六の一、一五一六の二の一部、一五一六の三、一五一七の六、一五一七の七の一部及びこれらと一体をなす国外地
菅沢字八斗地利	菅沢字八斗地利のうち一五〇八の一の一部及びこれを一体をなす国外地以外の区域 菅沢字梨子ノ木田一五一一の一の一部及びこれを一体をなす国外地
菅沢字梨子ノ木 田	菅沢字興三兵衛屋敷一五〇四の一の一部、一五〇六の一部 菅沢字八斗地利一五〇八の一の一部及びこれを一体をなす国外地 菅沢字梨子ノ木田のうち一五一一の一の一部、一五一四の

菅沢字山根道下 タ	一部、一五一五の一から一五一五の四まで、一五一六の一、一五一六の二の一部、一五一六の三、一五一七の六、一五一七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
菅沢字山根前田	菅沢字山根道下タのうち一四五六の三、一四五六の五、一四五七の一、一四五七の四、一四五七の五、一四五八の三及びこれらと一体をなす国有地
菅沢字才ノ畑	菅沢字才ノ畑のうち一五七七の一、一五七七の五、一五七八の二以外の区域
菅沢字ワケ田	菅沢字山根前田一五七五の二の一部、一五七五の六及びこれらと一体をなす国有地 菅沢字才ノ畑一五七七の二の一部、一五七七の五の一部、一五七八の二 菅沢字ワケ田のうち一五九八の一部、一五九九の一部以外の区域
菅沢字キウシャウ	菅沢字キウシャウのうち一六五六の一、一六五六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
菅沢字河原田	菅沢字ワケ田一五九八の一部、一五九九の一部 菅沢字河原田のうち一六一〇の一と一体をなす国有地の一
菅沢字田ノ口河原田上へ	部以外の区域 菅沢字田ノ口河原田上へ一六一二、一六一三の一、一六一四の三、一六一四の五、一六一四の七、一六一九の四及びこれらと一体をなす国有地 菅沢字高畦一六四九の三の一部、一六五〇の三、一六五一の一部、一六五二の二の一部、一六五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 菅沢字三百田一六五五の一部及びこれと一体をなす国有地 菅沢字キウシャウ一六五六の一、一六五六の二と一体をなす国有地の一部
菅沢字山根畑	菅沢字田ノ口河原田上へ一六一三の三、一六一三の四、一六一三の六、一六一三の七、一六一四の四、一六一四の八から一六一四の一〇まで、一六一七の二及びこれらと一体をなす国有地 菅沢字山根畑のうち一六二六の一部、一六二八の一部、一六三〇の一部、一六三一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 菅沢字山根畑一六三三の二の一部、一六三四の二の一部
菅沢字山根畑	菅沢字山根畑一六二六の一部、一六二八の一部、一六三〇の一部、一六三一及びこれらと一体をなす国有地 菅沢字山根畑のうち一六三三の二の一部、一六三四の二の一部以外の区域
菅沢字高畦	菅沢字高畦のうち一六四九の三、一六四九の一〇、一六五

菅沢字花ノ木裕	菅沢字花ノ木裕のうち一七九〇、一七九一の一、一七九二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
菅沢字小平田	菅沢字小平田のうち一七九八の八以外の区域

鳥取県告示第二百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十三条第二項において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による元菅沢地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成五年十一月一日現在の地番による。）
菅沢字段原下モノ堀	菅沢字段原下モノ堀の全域 菅沢字段原中ノ堀六〇三の二、六〇四の一及びこれらと一体をなす国有地
菅沢字段原中ノ堀	菅沢字段原中ノ堀のうち六〇三の二、六〇四の一及びこれ

堀	らと一体をなす国有地以外の区域
菅沢字鉦床脇	菅沢字鉦床脇のうち六八五の二以外の区域
菅沢字アブ田小道上ミ	菅沢字アブ田小道上ミの二 菅沢字アブ田小道上ミの全域 菅沢字アブ田井手上へ七二二の二、七二四の二、七二四の六、七二五の三、七二六、七二七の二、七二八の三及びこれらと一体をなす国有地
菅沢字アブ田井手上へ	菅沢字アブ田井手上へのうち七二二の二、七二四の二、七二四の六、七二五の三、七二六、七二七の二、七二八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
菅沢字アブ田小道ノ下モ	菅沢字アブ田小道ノ下モのうち七五一の二、七五一の一三、七五二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
菅沢字ノブシ田	菅沢字ノブシ田のうち七五四、七五六の一、七五六の二以外の区域
菅沢字寺田	菅沢字ノブシ田七五四、七五六の一、七五六の二 菅沢字寺田の全域
菅沢字河原田	菅沢字河原田のうち八二六、八二七の一、八二七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
菅沢字地藏ノ前	菅沢字地藏ノ前の全域 菅沢字龍岩堀九〇五の二、九一三と一体をなす国有地の一部

菅沢字榎ケ本	菅沢字河原田八二六、八二七の一、八二七の三及びこれらと一体をなす国有地 菅沢字榎ケ本のうち九〇一の一の一部以外の区域
菅沢字龍岩堀	菅沢字榎ケ本九〇一の一の一部 菅沢字龍岩堀のうち九〇五の二、九一三から九一五までと一体をなす国有地の一部以外の区域 菅沢字龍岩堀井手上へ九二一の一、九二一の七、九二二の一及びこれらと一体をなす国有地
菅沢字龍岩堀井手上へ	菅沢字龍岩堀九一四、九一五と一体をなす国有地の一部 菅沢字龍岩堀井手上へのうち九二一の一、九二一の七、九二二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
菅沢字原上ミノ堀	菅沢字原上ミノ堀のうち一二〇一の一部、一二〇二の一部、一二〇三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
菅沢字原下モノ堀	菅沢字原上ミノ堀一二〇一の一部、一二〇二の一部、一二〇三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 菅沢字原下モノ堀の全域

鳥取県告示第二百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による奥渡地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年九月一日現在の地番による。)
小原字橋ノ上ミ	小原字橋ノ上ミのうち一六の一部以外の区域
小原字流田	小原字橋ノ上ミ一六の一部 小原字流田の全域 小原字小原田四三の一、四三の二、四四、四五、四六の一 の一部、四七の一の一部、五一の一部、五二の一部、五三 の一部及びこれらと一体をなす国有地
小原字小原田	小原字小原田のうち四三の一、四三の二、四四、四五、四 六の一、四六の二、四七の一、四九から五四まで及びこれ らと一体をなす国有地の一部以外の区域
小原字庄田	小原字小原田四六の一の一部、四六の二、四七の一の一部 四九、五〇、五一から五三までの一部、五四及びこれらと 一体をなす国有地の一部 小原字庄田のうち五七と一体をなす国有地の一部以外の区 域 小原字才ノ神六三の一部
小原字才ノ神	小原字庄田五七と一体をなす国有地の一部 小原字才ノ神のうち六三の一部及びこれと一体をなす国有 地の一部以外の区域 小原字井手ノ上へ八六と一体をなす国有地の一部 小原字小原坂ノ向一一九の一部及び一一九と一体をなす国 有地の一部 小原字京塚一二六の一部及びこれと一体をなす国有地
小原字井手ノ上	小原字井手ノ上へのうち八六と一体をなす国有地の一部以 外の区域
小原字小原坂ノ 向	小原字才ノ神六三の一部及びこれと一体をなす国有地の一 部 小原字井手ノ上へ八六と一体をなす国有地の一部 小原字小原坂ノ向のうち一一九の一部及び一一九と一体を なす国有地の一部以外の区域
小原字京塚	小原字京塚のうち一二六の一部及びこれと一体をなす国有 地以外の区域
小原字一ノ谷	小原字一ノ谷のうち六六一の一の一部、六六二の二の一部 及び六六一の一、六六三、六六四と一体をなす国有地の一 部以外の区域 榎市字中門屋敷廻り七四七の二と一体をなす国有地
榎市字清水塔	榎市字清水塔のうち六三の二の一部、六六の一の一部以外 の区域
榎市字杉ノ谷	榎市字清水塔六三の二の一部、六六の一の一部 榎市字杉ノ谷のうち七〇と一体をなす国有地の一部以外の 区域 榎市字築田一六〇の一部、一六二の一の一部及び一六〇、 一六二の一と一体をなす国有地の一部
榎市字ケ市畑	榎市字ケ市畑のうち一三六、一三七、一三八の一と一体を なす国有地の一部以外の区域
榎市字築田	榎市字杉ノ谷七〇と一体をなす国有地の一部 榎市字ケ市畑一三六、一三七、一三八の一と一体をなす国 有地の一部 榎市字築田のうち一六〇の一部、一六二の一の一部及び一 六〇、一六二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>榎市字曾祿田</p>	<p>榎市字曾祿田の全域 榎市字大原田一六九の一の一部、一七二の一の一部、一七二の一の一部</p>
<p>榎市字大原田</p>	<p>榎市字大原田のうち一六九の一の一部、一七二の一の一部、一七二の一の一部以外の区域 榎市字藏元四九六の一の一部、四九六の五の一部、四九六の六の一部及び四九六の九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>榎市字稗田</p>	<p>榎市字稗田のうち三六七の一、三六八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>榎市字畦高川端</p>	<p>榎市字畦高川端のうち四五三の一部及び四五二、四五三と一体をなす国有地の一部以外の区域 榎市字平横路四七一、四七二の一と一体をなす国有地の一部 榎市字橋ノ元四七三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>榎市字平横路</p>	<p>榎市字稗田三六七の一、三六八の一及びこれらと一体をなす国有地 榎市字畦高川端四五三の一部及び四五三と一体をなす国有地の一部 榎市字横路ノ向の全域 榎市字平横路のうち四七二の一の一部及び四七一、四七二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>榎市字橋ノ元</p>	<p>榎市字畦高川端四五二と一体をなす国有地の一部 榎市字平横路四七二の一の一部及び四七二の一と一体をなす国有地の一部 榎市字橋ノ元のうち四七三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>榎市字藏元</p>	<p>榎市字藏元のうち四九六の一の一部、四九六の五の一部、四九六の六の一部及び四九六の九と一体をなす国有地の一部以外の区域 榎市字荒神ノ平ル五三五の三、五三七の四、五三八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに五三五の二と一体をなす国有地の一部 榎市字橋ノ上五三九の一の一部</p>
<p>榎市字荒神ノ平ル</p>	<p>榎市字荒神ノ平ルのうち五三五の三、五三七の四、五三八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに五三五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>榎市字橋ノ上</p>	<p>榎市字橋ノ上のうち五三九の一の一部以外の区域</p>
<p>榎市字井津ノ元</p>	<p>榎市字井津ノ元のうち六四一の一の一部、六四二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>榎市字御崎ノ前</p>	<p>榎市字井津ノ元六四一の一の一部、六四二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 榎市字御崎ノ前のうち六六一の一部、六六二の一部、六六九の一部、六七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六六二と一体をなす国有地以外の区域 榎市字御崎谷尻六七六の一部、六七七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>榎市字御崎谷尻</p>	<p>榎市字御崎ノ前六六一の一部、六六二の一部、六六九の一部、六七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六六二と一体をなす国有地の一部 榎市字御崎谷尻のうち六七一の一、六七二の二の一部、六七二の一、六七三の一、六七六の一部、六七七の一部、六八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

榎市字中門ノ前	榎市字中門ノ前七二四の一部	別所字前代	別所字前代のうち二三から二五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
榎市字中門ノ前 榎市字中門ノ上	榎市字御崎谷尻六八四の一部 榎市字中門ノ前のうち七二四の一部、七二〇の一部、七二三の一部、七二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二二、七二〇の一と一体をなす国有地以外の区域	別所字空田林	別所字空田林のうち四七七の一部及び四九と一体をなす国有地以外の区域
榎市字中門森ノ上	小原字一ノ谷六六一の一の一部及び六六一の一と一体をなす国有地の一部 榎市字中門ノ前七二〇の一の一部、七二三の一部、七二四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二二、七二〇の一と一体をなす国有地の一部	別所字元宮空田	別所字空田林四七七の一部及び四九と一体をなす国有地の一部 別所字元宮空田の全域
榎市字中門屋敷廻り	小原字一ノ谷六六二の二の一部及び六六三、六六四と一体をなす国有地の一部 榎市字中門屋敷廻りのうち七四七の二と一体をなす国有地以外の区域	別所字門田	別所字門田のうち九三、九四の一部、一〇七の一部、一〇九の一部、一一〇から一一二まで、一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
榎市字ランバ谷	榎市字御崎谷尻六七一の一、六七二の二の一部、六七二の一、六七三の一 榎市字榎市ノ上へ八〇九の一の一部	別所字小林	別所字小林のうち一四六から一五〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五二、一六八の一、一七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
榎市字榎市ノ上へ	榎市字榎市ノ上へのうち八〇九の一の一部以外の区域	別所字堀	別所字前代二三から二五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 別所字小林一四六の一部及び一六八の一、一七〇と一体をなす国有地 別所字堀のうち一七六の一の一部及び一七六の一、一八三
別所字宮ノ前河原田	別所字宮ノ前河原田のうち一一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 別所字袋尻二〇三の一部及びこれと一体をなす国有地		

別所字大内谷ノ上へ	別所字大内谷ノ上へのうち三八二の一部、三九二の一部及び三九二と一体をなす国有地の一部以外の区域
別所字妙見ノウネ	別所字妙見ノウネのうち四二二の一部、四二八の一部及び四二八と一体をなす国有地の一部以外の区域
別所字エホシ岩	別所字エホシ岩のうち四三〇の一部、四三一の一部、四三三から四三五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二九、四三〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 別所字カウノ木坂畦高四三六の一部 別所字マキ行峯松木峠七四六の一部及び七四六と一体をなす国有地の一部 別所字大濁原七六八の一部
別所字カウノ木坂畦高	別所字五反田二八六の一の一部及びこれと一体をなす国有地 別所字エホシ岩四三三の一部、四三四の一部及びこれらと一体をなす国有地 別所字カウノ木坂畦高のうち四三六の一部、四四三の一部、四四七の一部及び四四七と一体をなす国有地の一部以外の区域 別所字横路上エ前六八七の一部、七〇八の一部 別所字マキ行峯松木峠七三七の三、七三七の四、七三八、七三九の一部、七四〇、七四一の一部、七四三の二及びこれらと一体をなす国有地
別所字袖落シ庄田	別所字繩手ノ上エ二七四の一、二七四の二、二七五の一部、二七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 別所字袖落シ庄田のうち四七四の二の一部、四七四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 別所字森ノ上堂ノ廻り五一〇の二、五一一と一体をなす国有地の一部
別所字森ノ上堂ノ廻り	別所字袖落シ庄田四七四の二の一部、四七四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 別所字森ノ上堂ノ廻りのうち五一〇の二、五一一と一体をなす国有地の一部以外の区域
別所字道下タ	別所字カウノ木坂畦高四四七と一体をなす国有地の一部 別所字道下タのうち六八四の一の一部、六八四の三、六八四の五の一部、六八六の一の一部、六八六の二の一部、六八六の三、六八六の四及び六八六の一、六八六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 別所字横路上エ前六八七の一部
別所字横路上エ前	別所字カウノ木坂畦高四四七の一部及びこれと一体をなす国有地 別所字横路上エ前のうち六八七の一部、七〇八の一部以外の区域
別所字松木峠	別所字松木峠のうち七三一の一の一部、七三二の一の一部、七三二の二の一部、七三三の一部、七三四の一の一部以外の区域
別所字マキ行峯松木峠	別所字エホシ岩四三一の一部 別所字松木峠七三一の一の一部 別所字マキ行峯松木峠のうち七三七の三、七三七の四、七三八、七三九の一部、七四〇、七四一の一部、七四三の二、七四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四六と一体をなす国有地の一部以外の区域

別所字大濁原	別所字大濁原七六七の一部 別所字大濁八三六の一部
別所字大内谷	別所字大内谷のうち七六五の一部、七六七の一部、七六八の一部、七七二の一部、七七三の一部、七七四の一部、七七四の二の一部及び七七四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 別所字大内谷ノ上へ三八二の一部、三九二の一部及び三九二と一体をなす国有地の一部 別所字妙見ノウネ四二二の一部 別所字エホン岩四三〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四二九、四三〇と一体をなす国有地 別所字大濁原七七四の一部、七七四の二の一部及び七七四の二と一体をなす国有地の一部 別所字大内谷の全域
別所字大濁	別所字松木峠七三二の二の一部、七三二の二の一部、七三三の一部、七三四の二の一部 別所字大濁原七六五の一部、七七二の一部、七七二の一部 別所字大濁のうち八三六の一部以外の区域
別所字源兵衛谷	別所字源兵衛谷の全域 別所字本谷一二七八の一六の一部
別所字本谷	別所字本谷のうち一二七八の一六の一部以外の区域
廃止する字の名称	榎市字横路ノ向

鳥取県告示第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る日野（津地）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る奥渡地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画事業南安長土地区画整理事業の施行地

区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成六年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次